

参加者による中間時検証及び改良等

作成年月日：2026年6月23日

作成者：山本 充浩

＜基本情報＞

協定の情報	協定の名称	愛知県伊勢湾海域における底魚資源に関する小型機船底びき網（まめ板網）漁業の資源管理協定		
	対象の水域	愛知県伊勢湾海域		
	対象の水産資源	とらふぐ伊勢・三河湾系群（愛知県資源管理方針別記8）、まなご伊勢・三河湾（愛知県資源管理方針別記12）、しゃご伊勢・三河湾系群（愛知県資源管理方針別記13）		
	対象の漁業	小型機船底びき網（まめ板網）漁業		
	協定の有効期間	令和6年2月1日から令和11年1月31日まで		
検証の日程等	中間検証（有効期間の2分の1）	終了時の検証	備考	
	令和8年度	令和10年度(予定)		

＜取組の概要と評価（対象の水産資源ごとに作成）＞

対象の水産資源名		とらふぐ伊勢・三河湾系群（愛知県資源管理方針別記8）						
対象水産資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和6年)			令和7年度の資源評価結果より、2024年漁期の総漁獲量144トンのうち、小型底びき網漁業（伊勢・三河湾）は13トン（9%）であった。当年漁期の実動隻数※は、伊勢湾69隻、三河湾21隻のため、本協定参加者による漁獲量は、総漁獲量の6.9%と推定される。※県の漁獲状況調査（令和6年）より					
資源管理の目標及び取組内容等	資源管理の目標		親魚量を、令和10年までに、国の資源評価で示された目標管理基準値案（84トン）に回復させること。					
	協定の取組内容及びその目的		毎週（日曜日から土曜日の間）2日以上以上の休漁を実施することで、資源に対する漁獲圧を低下させる。 小型魚保護のため、全長25cm以下の水揚げを行わない（9/1～10/31）。加えて、袋網の網目拡大（14節以上）を行う。					
	その他の管理措置		伊勢湾及び三河湾に種苗放流を実施。					
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外		単位	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	備考
	履行状況	-	○	○	取組中	—	—	毎週2日以上以上の休漁および25cm以下の小型魚の再放流（9/1～10/31）、袋網の網目拡大（14節以上）について出漁全隻が履行した。 ・内湾まめ板網漁業者全体（90人）のうち76人が同内容で資源管理に取り組んでおり、これは総漁獲量の7.6%に相当する。
	参加隻数	隻	69隻	69隻	69隻	—	—	
	取組内容	休漁	毎週2日以上	毎週2日以上	毎週2日以上	—	—	
	取組実績	25cm以下再放流	実施	実施	実施	—	—	
		網目拡大	実施	実施	実施	—	—	
資源状況		令和7年度の資源評価結果では、2024年の親魚量（95トン）は、目標管理基準値案（84トン）を上回り、漁獲圧も基準値を下回っていることから、神戸チャート上でグリーンゾーンに位置し、資源状態は良好と評価された。						
取組の評価		取組の効果が継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)						
評価内容		全隻、毎週2日以上以上の休漁を徹底することで、漁獲が過剰になることを防ぐことができる。 また、小型魚の再放流に取り組んだことで親魚量の増大に貢献し、基準値を上回る親魚量となっている。 現状の漁獲状況であれば資源状態は良好と評価されているため、現在の取組を維持する。						
取組の改良点等		特になし						

対象の水産資源名		まあんご伊勢・三河湾（愛知県資源管理方針別記12）						
対象水産資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和6年)			令和7年度の資源評価結果より、2024年漁期の総漁獲量は36トンで、本協定参加者による漁獲量は12.7トン※であり、総漁獲量に対する協定参加者による漁獲量の割合は、約35%と推定される。※県の漁獲状況調査（令和6年）より					
資源管理の目標及び取組内容等	資源管理の目標		国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和10年までに、中位以上に回復させることを目指す。					
	協定の取組内容及びその目的		毎週（日曜日から土曜日の間）2日以上の休漁を実施することで、資源に対する漁獲圧を低下させる。 小型魚保護のため、全長25cm以下の水揚げを行わない（10/1～11/30）。加えて、袋網の網目拡大（14節以上）を行う。					
	その他の管理措置		対象の資源の状況に応じて、漁獲対象を他魚種に切り替える。					
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外		単位	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	備考 毎週2日以上の休漁および25cm以下の小型魚の再放流（10/1～11/30）、袋網の網目拡大（14節以上）について出漁全隻が履行した。 ・内湾まめ板網漁業者全体（90人）のうち76人が同内容で資源管理に取り組んでおり、これは総漁獲量の38.7%に相当する。
	履行状況	-	○	○	取組中	—	—	
	参加隻数	隻	69隻	69隻	69隻	—	—	
	取組内容	休漁	毎週2日以上	毎週2日以上	毎週2日以上	—	—	
	取組実績	25cm以下再放流	実施	実施	実施	—	—	
		網目拡大	実施	実施	実施	—	—	
資源状況		令和7年度の資源評価結果では、1989～2024年の標準化CPUEの最大値と最小値の間を三分割して定めた基準から2024年の資源水準は低位、直近5年間（2020～2024年）の標準化CPUEの推移から資源動向は減少と判断された。						
取組の評価		取組の効果が継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない （外部要因を考慮した取組の改良が必要）						
評価内容		マアナゴは資源量が少ないため、資源保護の観点から、マダイ等の他の魚種を対象として操業した。その際、マアナゴの混獲を避けるため、目あいの大きい網を使用したことにより、マアナゴがほとんど漁獲されず、取組の効果を判定できない。このように、マアナゴに対する漁獲圧は、非常に低い状態を保っているが、資源が回復しないため、資源低迷は当該漁業の漁獲以外の要因が推察される。						
取組の改良点等		現在の取組を継続しつつ、水産試験場等と連携しながら、さらに有効な資源管理の取り組みを検討する。						

対象の水産資源名	しゃこ伊勢・三河湾系群（愛知県資源管理方針別記13）							
対象水産資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合（令和6年）	令和7年度の資源評価結果より、2024年漁期の総漁獲量は25トンで、本協定参加者による漁獲量は7.8トン※であることから、総漁獲量に対する本協定参加者による漁獲量の割合は、約31%と推定される。※県の漁獲状況調査（令和6年）より							
資源管理の 目標及び取 組内容等	資源管理の目標		国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和10年までに、中位以上に回復させることを目指す。					
	協定の取組内容 及びその目的		毎週（日曜日から土曜日の間）2日以上以上の休漁及び1日当たりの水揚量の上限を資源状況に応じて設定する（12/1～1/31）ことで、資源に対する漁獲圧を低下させる。小型魚保護のため、袋網の網目拡大（14節以上）を行う。					
	その他の管理措置		対象の資源の状況に応じて、漁獲対象を他魚種に切り替える。					
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外		単位	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	備考
	履行状況	-	○	○	取組中	—	—	毎週2日以上以上の休漁および冬季の水揚げ制限（12/1～1/31）、袋網の網目拡大（14節以上）について出漁
	参加隻数	隻	69隻	69隻	69隻	—	—	全隻が履行した。
	取組内容	休漁	毎週2日以上	毎週2日以上	毎週2日以上	—	—	
	取組実績	冬季 水揚げ制限 網目拡大	実施 実施 実施	実施 実施 実施	実施 実施 実施	— — —	— — —	・本資源を漁獲対象とする内湾底びき網漁業者全体（129人）のうち105人が休漁による資源管理に取り組んでおり、これは総漁獲量の90.9%に相当する。
資源状況	令和7年度の資源評価結果では、1989～2024年の標準化CPUEの最大値と最小値の間を三分割して定めた基準から2024年の資源水準は低位、直近5年間（2020～2024年）の標準化CPUEの推移から資源動向は減少と判断された。							
取組の評価	取組の効果が継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)							
評価内容	シャコは資源量が少ないため、資源保護の観点から、マダイ等の他の魚種を対象として操業した。その際、資源が減少しているシャコの混獲を避けるため、目あいの大きい網を使用したことにより、シャコはほとんど漁獲されず、取組の効果を判定できない。このように、シャコに対する漁獲圧は、非常に低い状態を保っているが、資源が回復しないため、資源低迷は当該漁業の漁獲以外の要因が推察される。							
取組の 改良点等	特になし							

＜資源管理協定全体の協定参加者による検証及び改良点等＞

判定	取組の効果が継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)
検証内容	休漁および体長制限の取組によって、トラフグ資源は良好な状態となっている。マアナゴおよびシャコは、漁獲実態がほとんどなく漁獲圧が低いにも関わらず資源が回復しないため、漁獲圧以外の資源減少要因が考えられる。資源評価では、その一因として、マアナゴでは、湾外から湾内への仔魚の来遊が低水準であること等、シャコでは、貧酸素水塊の規模拡大等の環境要因が指摘されている。一方、資源保護のために目合いの拡大や休漁による努力量の削減は、漁獲圧の低下に寄与している。現在の取組はこれらの資源に対して有効に働いていると考えられるため、現在の取組を継続する。

※以下、該当する場合に作成

＜資源管理協議会等による検証を受けての対応＞

記載年月日：2026年8月4日

対応	資源管理協議会では、協定の検証の中で、目あいの大きい網を使用することで、マアナゴ及びシャコ資源に対する漁獲圧を下げているという評価をしていることから、書面でなく現物による確認が必要という指摘を受けました。 今後は、漁期終わりに取り組んだことを自署証明した書類による履行確認だけでなく、水産試験場等の立会の下、網目がわかる写真を撮影し、それを履行確認資料に追加することで改善していきます。
----	---

資源管理協議会等による中間時検証

＜資源管理協議会等による検証＞

検証年月日：2026年7月31日

判定	取組の効果が継続する
検証内容	とらふぐ伊勢・三河湾系群については、資源管理の目標を達成しているため、取組の効果が認められる。取組内容については、計画を上回る休漁に取り組んでおり、休漁以外の取組も実施することでより漁獲圧を低減している。資源管理の目標は、愛知県資源管理方針に基づいており、いずれも継続が妥当と認められる。このため、「取組の効果が継続する」と判定する。まあなご伊勢・三河湾およびしゃこ伊勢・三河湾系群については、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定されたため、協定全体として「取組の効果が継続する」と判定する。 <想定外の外部要因により効果は判定できないと判定された資源とその具体的な外部要因> まあなご伊勢・三河湾およびしゃこ伊勢・三河湾系群については、休漁により、延べ出漁隻数が過去最低であることに加え、網目を拡大し、漁獲対象を大型魚へ切り替えることで、漁獲圧を非常に低い状態で維持しているが、資源が回復しないことから、漁獲圧以外の資源減少要因が考えられる。国が行う資源評価では、マアナゴでは湾外から湾内への仔魚の来遊が低水準であること、内湾環境の悪化が来遊後のマアナゴの生残に悪影響を与えていることを、シャコでは、貧酸素水塊の規模拡大等の環境要因が資源の低迷を招いていることを指摘している。以上のことから、取組の効果が判定できないと認められ、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定する。